

## 長崎市農業委員会 令和3年5月総会 議事録

1 日 時 令和3年5月27日(木) 14:00 開会  
15:40 閉会

2 会 場 長崎市議会第1会議室(長崎市桜町2番22号)

3 役 員 会長職 平尾 政博

4 出席農業委員(11名)

岩永 一也 後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子  
永岡 亜也子 平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男  
山崎 実男

※以下の委員については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず(8名)

赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩本 隆 柳川 八百秀  
山口 邦俊 山口 眞佐栄 山脇 貞雄

5 出席推進委員

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席要請せず

6 出席職員

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 岩崎主任 赤池主事

7 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和3年5月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、5月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は11名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、今月の総会は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の状況を鑑み、5月21日の運営委員会で協議をいたしまして、先月に引き続き、総会出席者を会議の成立に必要な最小限の人数とする措置を取らせていただきましたことを併せてご報告いたします。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩永一也委員と後山裕義委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩永委員・後山委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をお願いいたします。本日は付議事項が7件ございます。まず、初めに第1号議案「農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案についてご説明させていただきます。議案書別冊の1ページをご覧ください。農業委員会事務の実施状況等につきましては、平成28年3月4日付けで農林水産省経営局農地政策課長からの通知に基づき、毎年6月30日までに公表する必要があるため、この議案を提出しております。2ページをご覧ください。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてご説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」の各表中の数値は、昨年度公表しました令和2年3月31日現在の数値でございます。次に3ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、ここでいう「担い手」は、国が規定するところの担い手でございます。認定農業者及び認定新規就農者、集落営農経営等を対象としております。項目1の「現状及び課題」は、昨年度公表した内容です。項目2の「令和2年度の目標及び実績」ですが、集積目標は292.5haに対しまして、令和2年度末時点の集積実績は209.6ha、うち新規実績が20.1haで達成状況は71.66%となっております。項目3、「目標の達成に向けた活動」につ

きましては表に記載のとおりです。項目4、「目標及び活動に対する評価」でございますが、目標に対する評価につきましては、前年度から3.1haの増となったが、農地の大半が狭小で傾斜地にあるため農地集積がなかなか進まないことに加え、認定農業者数が前年度より5経営体減少したことも影響し、目標は達成できなかった、としております。また、活動に対する評価につきましては、担い手への農地集積に向けた活動を行い、一定の新規集積を行うことができたが、後継者不足や認定農業者等の担い手が年々減少している状況にあるため、担い手の確保に向けた取り組みが更に必要であるとしております。

次に4ページをご覧ください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、項目1、「現状及び課題」は、昨年度公表した内容です。次に項目2、「令和2年度の目標及び実績」ですが、令和2年度の参入目標は、18経営体、3.9haに対しまして、令和2年度末時点での参入実績は18経営体、6.4haとなりました。この実績につきましては、総会で審議いただいた農地法第3条や利用権設定、中間管理機構からの利用配分計画等で農地の権利移動を受けた者のうち、新規参入に該当する者の経営体数と農地面積を累積した数値でございます。次に項目3、「目標の達成に向けた活動」は記載のとおりでございます。項目4、「目標及び活動に対する評価」でございますが、目標に対する評価は、経営体数、参入面積ともに目標を達成できたとし、活動に対する評価は、関係機関の連携により、就農希望者の相談・支援等の活動を行ったことで、就農につなげることができた、としております。

次に5ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。項目1、の「現状及び課題」は、昨年度公表した内容になっております。なお、表中の管内の農地面積ですが、表中(B)の遊休農地面積、447haと、資料2ページのI-1農業の概要の表中に記載しております、耕地面積2,140haを合計した面積を記載しております。項目2「令和2年度の目標及び実績」ですが、解消目標62.0haに対しまして、解消実績は19.4haで、達成状況は31.29%となっております。項目3、「2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりでございます。項目4、「目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、解消された遊休農地もあったが、新たな遊休農地も発生したため、遊休農地面積は若干の増加となり、目標達成はできなかったとし、活動に対する評価は、農地中間管理事業の活用や非農地判断等で一定の遊休農地の解消ができたものの、新たな遊休農地の発生も多いため、農地の利用状況調査など地域の農地の状況把握を年間を通じて実施し、農地の適正な管理を促すなど遊休農地の発生防止に努める必要がある、としております。

次に6ページをご覧ください。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、項目1、「現状及び課題」は、昨年度公表した内容となっております。項目2、「令和2年度実績」はゼロとなっております。項目3、「活動計画・実績及び評価」ですが、活動計画及び活動実績は記載のとおりでございます。活動に対する評価は、農業委員、推進委員による利用状況調査や市政広報紙等での周知等で違反転用防止や違反転用解消が図られているので、今後も引き続き活動を行っていく必要がある、としております。次に7ページをご覧ください。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。項目1、「農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数が43件、こちらはすべて許可しております。表

には、事務の実施状況等を記載しておりますのでご参照ください。次に、項目2「農地転用に関する事務」ですが、農地法4条と5条の申請に関して意見を付して県知事へ送付した処理件数は31件でした。表には、事務の実施状況等を記載しておりますのでご参照ください。次に8ページをご覧ください。項目3、「農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内の農地所有適格法人は、7法人でございます。そのうち報告書が提出された法人が6法人でした。残りの1法人につきましては、経営農地が諫早市のみということで長崎市には報告の義務がない法人で、諫早市のほうに提出済みであることを確認しております。また、報告書の督促を行った農地所有適格法人は4法人で、文書や電話により報告書提出の督促を行った結果、4法人とも報告書を提出いただいております。次に項目4、「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供につきましては、昨年7月の総会でお諮りし、賃貸借件数659件のデータを基に、令和2年7月にホームページで公表しております。次に、農地の権利移動等の状況把握ですが、令和2年度の総会において農地法にかかる議案数と報告件数は、合計454件ございました。また、公表につきましては、総会議事録をホームページで公表しております。次に、農地台帳の整備ですが、整備対象の農地面積は2ページに記載しております面積と同じ3,403haで、データ更新につきましては、農地に関する許可・届出等の更新を通年で随時実施し、年1回、住民基本台帳データや資産税データとの照合を実施しております。

次に、9ページをご覧ください。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」ですが、農地利用最適化等に関する事務につきましては、地域農業者等からの要望や意見を日常の農業委員会活動から反映する形で長崎市へ意見として提出しておりますので、その内容を要望・意見として記載しております。なお、農地法等によりその権限に属された事務につきましては、特に要望・意見はいただいております。

次に、「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」は、記載のとおりです。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明は以上でございます。

続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和3年3月31日現在の、「農家・農地等の概要」並びに「農業委員会の現在の体制」につきまして、農林業センサス等の数値を基に記載しておりますのでご参照ください。11ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、でございます。項目1、「現状及び課題」ですが、管内の農地面積は、10ページのⅠ-1農家・農地等の概要の下段の表に記載しております耕地面積で、2,130haになります。これまでの集積面積は、先ほどご説明しました令和2年度の集積実績の209.6ha、集積率は9.84パーセントとなっております。課題につきましては、高齢化により規模拡大を行うものが減少していること、後継者が不足していること、認定農業者が減少していることや、農地の大半が狭小な傾斜地にあるため、担い手への農地の利用集積が難しい状況にあることを記載しております。次に項目2、「令和3年度の目標及び活動計画」ですが、目標につきましては、例年農業委員会会長・事務局長会議において設定された数値目標及び昨年7月に変更しました長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を根拠として、新規集積

面積を 84.0ha とし、集積面積を 293.6ha としております。活動計画は、利用権設定の終期を迎える方に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の再設定を促したり、実質化された人・農地プランに沿って農地利用の集積・集約を進めるなどの活動を行っていくこととしております。

次にページ中ほどの「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」につきましては、平成 30 年度から令和 2 年度までの過去 3 年の実績を記載しております。一番下の表、「2 令和 3 年度の目標及び活動計画」は、過去 3 か年の平均値である 18 経営体、4.6ha を目標としております。活動計画につきましては記載のとおりでございますのでご参照ください。

次に 12 ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」でございますが、「1 現状及び課題」は、令和 3 年 3 月現在の数値になっております。なお、管内の農地面積 2,578ha につきましては、(B) の遊休農地面積 448ha と 10 ページに記載しております耕地面積 2,130ha を合計した面積になります。課題につきましては、農業者の高齢化や後継者不足、農地の借り手不足等により遊休農地化が進行していることなどについて記載しております。次に「2 令和 3 年度の目標及び活動計画」ですが、この数値につきましても、農業委員会会長・事務局長会議において設定された数値目標に基づき、遊休農地の解消面積を 62ha としております。活動計画につきましては表に記載のとおりですのでご参照ください。

次に、一番下の欄、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、令和 3 年 3 月現在で、違反転用面積は 0ha となっており、課題や活動計画につきましては記載のとおりでございます。

第 1 号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第 1 号議案について説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○議長 令和 3 年度は、遊休農地は 1 ha 増えたんですね。

○農政管理係長 447ha から 448ha に 1 ha 増えた形になっております。

○議長 他にありませんか。よろしいですか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 1 号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 1 号議案につきましては、原案のとおり承認するこ

とに決定いたしました。続きまして、第2号議案「農地台帳登載申請の承認について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 第2号議案、農地台帳登載申請の承認についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。今回、台帳登載申請が1件あがっております。申請者は、1に記載のとおり、西海町にお住まいの〇〇さんです。世帯員及び就業状況は、3に記載のとおり、本人のみで、年間の農業従事日数は72日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、農地法第3条により10年間の賃借権を設定する時津町日並郷の農地1筆でフィンガーライムの栽培を行うこととしており、収穫物については主にインターネットでの販売を予定されております。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、耕うん機1台、草刈機1台、チェーンソー1台を所有されております。農地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。4月8日に時津町農業委員会事務局の立会いのもと、事務局で現地の確認を行っております。なお、この農地法第3条による賃借権の設定につきましては、5月25日に開催されました時津町の農業委員会総会において承認されておりますことを確認しております。第2号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、松原町の〇〇さんが所有する、松原町の農地1筆803㎡について、子である諫早市多良見町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が病気のため跡取りの息子へ贈与するものであり、譲受人が贈与を受け耕作管理を行うためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3

条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、1人で200日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が8,108.34㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、5月18日に赤瀬孝則農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○上川委員 今スクリーンの現地写真を見てもらっているんですが、土地が固いような感じが見受けられるんですが、作物は何を栽培されるんですか。

○農地係長 造園業を営まれている方で主に植木の苗木を栽培するという事で聞いております。写真では、見えづらいんですけども、実際現地の方も苗木が栽培されておりました。

○上川委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、平成3年から既に住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの北西に位置して

おります。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。当該地は平成3年に転用許可を受け建築された934番12の宅地に隣接しており、建築当時、当該地を含めて造成が行われ、庭として利用していたものです。赤い部分が当該地で青い部分の山林の併用地でございます。雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ放流され、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地の立会につきましては、5月17日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案についての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策設備設置のため、農地として復旧できない部分を、一時転用から永久転用に変更するための変更承認申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR 現川駅の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図です。緑色の部分が当初計画のとおり農地復旧がなされる部分となります。赤い部分の農地につきましては、当初農地復旧の予定でしたが、湧水対策設備を設置し、現在使用している道路・栈橋につきましては、湧水対策設備の管理用施設として利用するため、これらの部分について、一時転用から永久的な転用に変更するものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地の立会につきましては、5月18日に後山裕義委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特



に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第5号議案2番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う並松公民館の代替施設設置のための一時転用について、今回、工期延長のため申請がなされたものでございます。変更理由としましては、隣接工区の市道切り替え工事が遅れ、新公民館の宅盤整地工事の着手遅延により、新並松公民館の工事完了が遅れるためでございます。申請期間は令和3年6月30日まででしたが、変更後は令和3年9月30日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものになります。赤色で塗りつぶした部分が申請地で、赤枠で囲んだ部分が元の並松公民館の位置です。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、トンネル口付近の図面です。赤枠で囲んだ部分が元の公民館、青枠で囲んだ部分が新公民館の建設位置でございます。次が、利用計画図です。白抜きの部分が仮公民館の位置になります。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会につきましては、5月18日に赤瀬孝則農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、第5号議案3番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う仮設ヤード設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものです。変更理由としましては、〇〇が同時期に施工を行うためダンプ、生コン車等の工事車輛が町内を運行する必要があり、その対策協議と事前対策に時間を要し工期が大幅にずれ込むこととなりました。変更前の申請期間は令和3年6月30日まででしたが、変更後は令和3年9月30日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図です。農地転用にかかる赤で囲んだ部分につきましては、変更はありません。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。現地の立会につきましては、5月17日に赤瀬孝則農業委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

○森山委員 1番についてですけれども、湯水対策設備ということですが、この設備は具体的にどういうものなのか、それと今一時転用された所でないと設置不可能なのか、その辺わかっていれば教えてください。

○議長 わかりますか。

○農地係長 ちょっと待って下さい。

○議長 それなら後山委員、何かわかるならば。

○後山委員 現地に行ってみないとわからないですけど、トンネルから水を今溜めて、タンクを設置して今度は公設の橋などを作るんですよ。今は仮のものだからですね。今度は県が橋を恒久施設を作るものですから、それはまだ設計段階ですので、湧水対策施設もはっきりしていないんですよ。そういった状況ですよ。現川のほうも新幹線からの方のものはある程度できたんですけども、まだ、反対側も応急工事なんですよ。それで、橋とか何とかにしてもまだしていないし、まだ、計画も今水をウォータースタンドを作るんですよ、水を送るような施設、トンネルの中をずっと利用したり、色々なことが決まっていない状況なんですよ。

○森山委員 当然、転用許可を受けるためには、構造物なりの図面等をつけたりしないとイケないと思うんですけども、そういうものは何もついていないんですかね。

○議長 計画図については、事務局ありますか。

○農地係長 まだ、構造物等についての図面は添付していなかったんですけども、先ほどの質問についての補足の説明なんですけど、今回構造物として作ってあるのが、受水槽になります。受水槽がこちらに設置してあるんですけども、水が出てきた部分が、ちょうどトンネルを掘ったこの付近から出てきたということで、受水槽の位置としては、現在作ってあるこの位置が最適だったということで、こちらに作っております。もともと、工事用の道路と道路まで通じる栈橋があったんですけども、こちらにつきましては、今後、受水槽の管理を行うための管理用の道路として使用するということで、併せて永久転用の許可申請をしているというところでございます。

○森山委員 具体的に図面をつけてもらわないと、今の状況では、転用はできないんじゃないですかね。皆、転用するときには、図面をつけてくるわけでしょう。何を作るかわからないわけですから、それがはっきりしてから、工期がいつまでになっているのかわかりませんが、具体的な説明がないとどうかなと思うんですけども。

○議長 ここは事務所があったところですかね。この前行ったところの。

○後山委員 そうです。今、青い部分がある程度終了しているんですけども。

○森山委員 隣接する農地はないんですか。

○後山委員 そうですね。

○議長 道よりこっちは全部工事用にはあるんですよ。

○森山委員 農地がなければ、迷惑がかかるということはないと思います。

○議長 ただ、まだ設計がどういうふうになるかというのは出てこないんでしょう。おそらくあのあたりはもう後山委員もご存じだと思いますけれども、農地にはできないような状況なんですよ、現場は。工事の時に転用をしておけばよかったですよ。要するに森山委員が言われるように、農地を転用する時には、設計図面が必要なんですよ。

○森山委員 公共施設の建設であれば、地元の委員さんが問題ないということであれば、委員の皆さんが揃えば転用の許可ということになりますか。

○議長 県との転用の協議はしたんですか。

○農地係長 申請書は提出しておりまして、書類の審査をさせていただいているところです。

○議長 県が受け付けないとなれば、ですけども。

○農地係長 ご指摘の通り、つけてある図面が平面図と配置図ぐらいなんですけれども、今後、追加で受水槽あたりについては、業者に提出をしていただくようにします。

○議長 それでは、一応転用については、許可意見を付して知事に進達することとして、設計図をきちんと農業委員会に提出するということで、そこまでちゃんと見届けるという説明を持っていいですか。

○農地係長 次回の総会の際にもう少し詳しい構造図と図面をお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、ただ今の事務局からの説明をもって、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょ

うか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、川原町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆について、戸町2丁目の〇〇さんが、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、平成7年から既に住宅用地として利用しており、追認許可申請となっております。なお申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。隣接地である川原町9番1の土地及び平成7年に建築された建物を、譲受人が競売で取得したものの、測量を行った結果、当該地部分が越境していることが判明したため、譲渡人と協議により、分筆して売買により取得することとなったものでございます。雨水排水については、自然流下により道路側溝に放流され、汚水、生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地の立会につきましては、5月17日に田平孝廣農業委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第6号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」事務局から

議案の説明をお願いします。

○農地係長 第7号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の8ページから20ページにかけて掲載しております。20ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は神浦丸尾町及び神浦江川町の533筆、118,852㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦丸尾町と神浦江川町の全体の航空写真になります。次が、神浦丸尾町を拡大した写真になります。神浦丸尾町を拡大した写真が4枚ほどございます。次が、神浦江川町を拡大した写真になります。次が、現地の写真でございます。現地の写真が、7枚ほどございます。現地の立会いにつきましては、令和3年2月24日に岩永一也農業委員、鶴田安明推進委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第7号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。申出件数が2件、合計筆数が7筆、合計面積が2,998㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

まず2番は、東京都の〇〇が所有する西泊町の農地5筆で、面積は2,345㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立西泊中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、5月18日に岩本隆農業委員をお願いしております。

続きまして3番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する、さくらの里3丁目の農地2筆で、面積は合計653㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものです。次が、現地の写真です。現地の立会いは、2月18日に井川義英農業委員をお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出等が義務づけられているもので、先月は、9件の届出がありました。続きまして、資料の4ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、4件提出されました。続きまして、資料の5ページから6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、10件提出されました。合計23件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、5月10日に開催されました。資料は、7ページと8ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和3年度農業委員会会長・事務局長会議（前期）について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務長 資料の1ページをご覧ください。5月20日にリモートで開催されました「令和3年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（前期）」に、事務局長代理として出席しましたので、主な内容についてご報告します。まず、3、研修会では、長崎県農政課より、「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」について話があり、令和3年度もスマート農業など、生産性向上による農業所得増加対策や、人・農地・産地プランに基づく担い手の育成と生産基盤の強化などに、継続して取り組んでいくことが報告されております。

次に4、会議の内容は表紙記載のとおりですが、特に「(3) 令和3年度農業委員会・農業会議の重点活動と事業の推進方向」の中で、資料2ページから3ページに記載のとおり、令和2年度の重点活動の取り組みである「農地集積」、「遊休農地の解消」、「適正な非農地処理」など、6項目について、実績報告がありました。4ページには、令和3年度におきましても、同様の目標が設定されており、重点的に取り組んでいくこととなっております。

今後、実質化された人・農地プランの実現に向け、この重点活動の目標にも掲げている「農地集積」をさらに推進していく必要があります。農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様方の役割は大変重要であると考えておりますので、今後も地域の調整役として地域をまとめていただき、関係団体等とも連携を図りながら、農地の集積・集約化を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。なお、令和3年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」における「人・農地プランの実現に向けた実践活動」の資料につきましては、長崎県農業会議から後日、正式な通知や資料が届きましたら、皆様に改めてご報告させていただきます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及び、その他の事項2「農業委員・

農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係主任 それでは、資料の1ページをご覧ください。正式な通知はまだありませんが、令和3年度の目標部数は148部となる予定です。現在の購読部数は先月の報告以降1部減りまして134部となっております。今年度も目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、その他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」についてご説明いたします。資料の2ページ及び3ページをご覧ください。令和3年度上半期の活動記録集計表でございます。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農地利用最適化交付金の活動実績の配分を受けるための証拠書類にもなりますので、毎月ご提出いただく前に、活動時間や活動内容の記入漏れ等がないか、ご確認の上、提出いただきますよう、お願いいたします。なお、農地利用最適化交付金につきましては、委員ごとに月単位で農地利用最適化活動を行った回数をカウントして農業委員会への交付額が決定される仕組みとなっておりますので、毎月1回は農地利用最適化に関する活動を実施いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

○山崎委員 ちょっとお尋ねなりお願いをしたいんですが、中間管理機構の件で、中でAtoA方式というような公社との使用貸借のやり方があるんですね。それで、私たちの地区でも3、4年前位から、私たちの地区で4、5人位この使用貸借をしておられる方がおられるわけです。中の一人が、3年位前に私も現地確認に行ったんですが、昨年12月頃から体調を急に壊されて12月15日位から病院に入院することになって、いまだに入院しているわけです。だから、まあ、子供さん達もおられるんですが、後を継ぐような方が、会社勤めをしていたり、県外に行っていたりしておりますので、できないということで私の方にも、誰か農地を借りてくれる方がいないだろうかというお話が息子さんからあったんです。私も色々地域の方とか近隣の方とかにも相談をしたんですが、4か所位のうちに2か所はビワの木が植わっている所なんですが、今年、借り手が見つかって私も安心したんですが、後2か所が、どうしても該当する方がいなくていまだにそのままになっているんです。それで振り返ってみますと、3年前に、AtoA方式を取り組んだら、もし、農作業ができないということであれば、3年間は除草作業などは、県の公社の方がやってくれる

という約束事があったらしいんですよ。私もこういった委員をしている関係で、身近な方から、女性の方からなんですけれども、除草作業をお願いできるんですかということをお願いして、三和の地産地消振興公社に出向いて行って担当者にお尋ねをしてみたんですよ。そうしたら、「3年前はそういったお話がありました、今は除草作業はできない」と言うんですよ。私は、これはおかしいと思うんですよ。だから、私も今日総会に参加をさせていただいて、やはりこの大きな農業委員会という組織があるから、もう一度行政のそういった担当部署の方と対応していただいて、私は是非この除草作業はして欲しいと思っているんですよ。そうしないと、今後色々私たちも地元の方々と相談をして、お願いしたりする、そういうことが該当しなくなると思うんですよ。「あんたたちが言うのは何も信用できないじゃないか」と私は言われると思っているんですよ。だから、約束をしたら、それは守っていかないと、私は思っているんですよ。今から、その2か所ある所は、この梅雨明けから夏場にかけて、草がかなり栄えますからね。だから1回でいいと思うんですよ、年1回。3回も4回も5回も払えって私は思っていない。1回だけ、形だけでも除草作業をしたというようなことをやってくれば、本人さんも安心すると思っているんですよ。だからこういったことは担当部署にお繋ぎをしていただいて、是非実行させていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 事務局から回答できますか。

○農地係長 先ほどの件なんですけれども、AtoAに限らず、中間管理機構を通して貸し借りをやっている所について、借り手側の方が病気であるとか、体調が悪くなって管理ができないという場合については、基本的に中間管理機構の方で管理するという事で、我々も聞いておりますので、その辺がどうなっているのかということについて、再度事務局の方からも、中間管理機構の方へ問い合わせをしたいと思っています。そういうルールにはなっているみたいなんですけれども、聞くところによると、中間管理機構も予算の面でなかなか全て対応するのが難しいところがあるとお聞きしているんですけれども、それはそれとして、委員がおっしゃるように約束事ですから…。

○山崎委員 担当者の方からも言われたんですよ。私は担当者の方を責める気もないし、直接の部署からの指示があつて私にお話をされたと思うんですよ。しかし、それはちょっと話が違っていると思うんですよ。こういったことをしっかりしていかないと、これからもお願いできないじゃないですか。

○農地係長 そこは、事務局からも確認をするとともに、強くそういうことであればきちんとした管理をするように、お願いをしたいと思っております。

○山崎委員 もう一度お尋ねしてできるような方向に、私はお願いしたいと思って先ほどは言いました。



○農地係長 はい、わかりました。そこは再度機構の方に確認をしておきます。

○山崎委員 よろしくお願ひします。

○議長 草が刈れないというのは、誰に聞いたんですか。

○山崎委員 担当者の方です。3年前はそのような話だったけれども、今もう予算の都合とかも色々あってできない、という話だったんですよ。

○議長 そういったことはない筈ですけどもね。

○山崎委員 本人さんがかわいそうじゃないですか。女性ですけど、男性に負けなくらい一生懸命に頑張ってきたんですけども、私がどうしても2か所入る方を探せなかったんです。

○議長 その2か所はもう一回中間管理機構から配分はしたんですか。

○山崎委員 2か所はそのままです。しかしあと2か所、別の方が借り受けたところは、その方に使用貸借を結び直しました。

○議長 早急に、機構の担当者ではなく、中間管理機構に確認してください。

○農地係長 わかりました。直接中間管理機構に問い合わせをするようにします。

○議長 おそらくそういうことはない筈ですけどもね。草を払わないという意見はいっぱいあるんですよ。しかし、予算は一時ないと言っていたけれども、まだ予算はあると、この前次長が言っていましたからね。その辺りの対応が、私にはよくわかりませんが、私も今度会議の時に機構の事務局長にでも尋ねてみます。

○山崎委員 1回でも払ってもらえればですね。

○議長 2回払うようになっていますもんね。

○山崎委員 1回でもやってもらえれば、本人さんも、ああよかったなとなってもらえると思うんですよ。

○議長 わかりました。それでは早急に確認してください。それで、山崎委員に返事をお願いします。

○農地係長 対象者の方のお名前を後でお聞きして、わかれば具体的にその件ということで確認したいと思います。

○議長 担当者ではわからないと思いますので、機構の方に確認をお願いします。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 それから、この前の総会でも配付されましたけれども、実質化された人・農地プランに対する取り組みについて、説明をお願いします。

○農政管理係主事 実質化された人・農地プランの実現に向けた取り組みについてということで、用紙を1枚お渡ししておりますが、先月来られた委員には説明をさせていただき、その前の総会でも説明いたしましたが、各地区で、何か一つ地区を決めて取り組んでいただくという、まず動いてみましょうという話を以前しておりましたが、それについて、具体的な取り組みの内容を地区で話をして記載をしていただいで、事務局に提出をしていただくようよろしくお願いいたします。

○議長 この件ですが、できたら地区で1回集会を開いていただいで、事務局に声をかけて、事務局からも来てもらってこの件ともう一つ意見書の件もあるんですよ。

○農政管理係主事 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、昨年まで、身近な農業者の方の意見などを聞いていただいで、各委員から1枚ずつ意見の用紙を提出していただいでいたんですけども、今年度は、地区で人・農地プランの集落会議などもされると思いますので、そのような場で市政や国などに対する意見や要望などがありましたならば、意見を取りまとめていただいで、地区ごとに提出をしていただくようにということで、先日の運営委員会の折に運営委員の皆さんに用紙をお渡ししておりますので、人・農地プランの集落会議の際に併せて話をしていただいで、事務局に提出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 先ほど、もう一つ記録カードの話もありましたけれども、この記録カードを提出することで、最適化交付金が1年に1回支払われておりますが、これも色々内容がありますので、そのこともできれば、事務局の方から説明をしていただいで、あるお金ですから大いに活用をして、皆さんが、受け取っていただいけるような方向にいただければと思っていますんですよ。活動と、集積に対する実績の交付金があるんですよ。これが大きいんですよ。集積をして、例えば長崎県で一番大きいのが、松浦市は一人40万円位、集積と活動を合わせて平均して40万円位、雲仙市とかありますのでね、そういったことも一緒に説明をしていただいで、特に推進委員の皆さんがなかなか総会にも出席する機会があ

りませんので、事務局からもこういった総会の内容とかも説明していただいて、なるべく遠くならないように忘れないようにしていただければと思っておりますので、担当地区の職員がいますので、1時間か2時間でも結構ですので、夜が大変だったら、昼間の暑い時でも結構ですので、意見書が6月の総会までに提出するようになっていっているんですよ。ですから出来たら、6月の下旬辺りに寄っていただいて、できればその時に公社あたりに声をかけて来てもらって、そういった会議をすることで最適化交付金の配分につながりますので、できれば今後また皆さんと検討していただいて、総会前の30分とか地区ごとに会議をするとそれも繋がりますので、総会前か総会后かで、会場等の都合もございますが、そういったことで、皆さんにたくさんの最適化交付金をいただけるような方策を今から考えていければと思っておりますので、活動をしていただくようお願いいたします。今度集積も、出し手がサインしなくても、事務長か、局長かが「これは確実にやっているな」ということであれば、そこでサインすればできるようになりましたので、そういうことで声掛けがありましたら、皆さんも必ず出席していただくようお願いいたします。こういったことを説明していただくためにも、地区で1回集会をしていただきたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。何か皆さんの方から他にございませんか。

○井川委員 先ほどの人・農地プランの実質化に向けた取り組みについてなんですけれども、現に今年小学生と米作りをやっていて、10年近くなるんですけれども、これはこれからすることしかだめなのか、現にしていることはどうなのかお伺いします。

○農政管理係主事 現にしていることでも記入していただいて構わないと思います。継続してやっていくことということであれば、誰が中心になってとか、詳しいところを記入していただければと思います。

○井川委員 全校生徒が19人しかいないんですけれども、塩水処理から糶まきから今は小学校に苗をおいて管理させるんですけれども、次、田植えができるように田んぼの中に入ってならし、田植えをする。田植えの時は地域の指導員、7名の方が指導してくれるんですよ。そして全校生徒と担任・担当の先生と一緒に田植えをします。そういうのをずっと10年近くやっているんですよ。

○議長 それもいいことですけれども、これは集積に向けた実質化ですので、農地を今度は誰に集積していくか、このための深堀調査ですね、農地を今後どうしますかという調査を、できれば地区を一つ決めて、その地区の農地を一筆一筆調査することなんです。そしてそれを誰に貸そうか、誰に買ってもらうかという深堀調査ですね。これがその要するに土地をどのように有効に残していくかという、そういう点も一つお願いします。

○井川委員 その田んぼも、指導してくれていた方が病気をしまして、今年から私がするようになったんですけれども。

○議長 そういったこともできれば中間管理機構に集積をしていただければ、集積のひとつになりますので。できれば、認定農業者とか認定新規就農者がポイントになってくるわけですよ。担い手ですので。人・農地プランにあげられた中心経営体の人たちに農地を借りていただくような方向で集積を進めていただければと思います。

○農政管理係主事 会長が言われたように、人・農地プランの最終的な目的には、担い手の人に地域の優良な農地を残していくということが掲げてありますので、小学生など将来を見据えたうえでの集落としての活動も書いていただいても構わないんですけども、最終的には地域の優良な農地を誰に残すかという視点で考えていただきながら、活動につなげていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和3年6月、7月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係主任 それでは、資料は4ページをご覧ください。まず、6月の予定ですが、10日木曜日、「長崎県農業会議常設審議委員会」が13時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席予定です。21日月曜日、14時から農業委員会運営委員会、28日月曜日13時から農委だより編集会議、13時30分から遊休農地対策検討委員会、14時から6月総会を開催することとしております。なお、28日の総会等の場所につきましては変更となる可能性がありますのでご注意をお願いいたします。

次に、7月の予定ですが、9日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が13時30分から、21日水曜日、農業委員会運営委員会及び互助会監査を予定しております。29日木曜日、農業委員会7月総会及び農業委員会互助会定期総会を開催する予定としております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それではこれで5月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦勞様でした。

議長  
(平尾 政博)

議事録署名人  
(岩永 一也)

議事録署名人  
(後山 裕義)